

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026年度政府予算また地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 公立病院を含めた医療機関への財政支援を行うとともに、地域医療体制の維持に必要な財源を確保すること。
- 3 子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特にこれらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

- 4 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地方の安定的な財源確保に向けて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 5 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保証すること。その際は「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
- 6 「地方創生推進費」として確保されている 1 兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置づけること。
- 7 会計年度任用職員においては今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- 8 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を見直すこと。
- 9 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費と移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保証すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX 化に伴い地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 10 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。

- 11 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 6 月 25 日

北海道名寄市議会

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣	}	
国土交通大臣		
デジタル大臣		
内閣府特命担当大臣（こども政策）		
内閣府特命担当大臣（少子化対策）		